

添付資料 1

# 株式交換契約書

平成 28 年 1 月 29 日

トヨタ自動車株式会社

ダイハツ工業株式会社

## 株式交換契約書

トヨタ自動車株式会社（以下「甲」という。）及びダイハツ工業株式会社（以下「乙」という。）は、平成 28 年 1 月 29 日（以下「本締結日」という。）付けで、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第 1 条（株式交換）

甲及び乙は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は乙の発行済株式（但し、甲が保有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

### 第 2 条（当事会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。

- 甲 商号：トヨタ自動車株式会社  
住所：愛知県豊田市トヨタ町 1 番地
- 乙 商号：ダイハツ工業株式会社  
住所：大阪府池田市ダイハツ町 1 番 1 号

### 第 3 条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

- 1 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の株主（但し、甲を除く。以下同じ。）に対して、乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式の数の合計に 0.26 を乗じた数の甲の普通株式を交付する。
- 2 甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の株主に対して、その所有する乙の普通株式 1 株につき、甲の普通株式 0.26 株の割合をもって、割り当てる。
- 3 前二項に従い甲が割当交付しなければならない甲の普通株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第 234 条その他の関係法令の規定に従い処理する。

### 第 4 条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金 金 0 円
- (2) 資本準備金 法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額
- (3) 利益準備金 金 0 円

#### 第5条（効力発生日）

本株式交換が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成28年8月1日とする。但し、本株式交換の手の続の進行等に応じて必要があるときは、甲乙で協議し合意の上、これを変更することができる。

#### 第6条（株式交換契約承認株主総会）

- 1 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本株式交換を行う。但し、会社法第796条第3項の規定により、本契約について甲の株主総会による承認が必要となった場合、甲は、効力発生日の前日までに、本契約について株主総会の承認を受けるものとする。
- 2 乙は、平成28年6月下旬開催予定の定時株主総会において、本契約について会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を求めるものとする。

#### 第7条（善管注意義務等）

- 1 甲及び乙は、本締結日後効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意をもって業務執行及び財産管理を行い、その財産及び権利義務について重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙で協議し合意の上、これを行うものとする。
- 2 乙は、乙が基準時の直前の時点において有する自己株式の全て（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る買取りによって取得する自己株式を含む。）を、効力発生日の前日までに開催する乙の取締役会決議により、基準時の直前の時点をもって消却するものとする。

#### 第8条（本契約の変更等）

本締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重要な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障をきたす事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合は、甲乙で協議し合意の上、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し若しくは本株式交換を中止し、又は本契約を解除することができる。

#### 第9条（本契約の効力）

本契約は、(i)甲において、会社法施行規則第197条に定める数の株式を有する株主により会社法第796条第3項に定める通知がなされた場合に効力発生日の前日までに第6条第1項に定める株主総会の承認が得られなかったとき、(ii)乙において、

効力発生日の前日までに第6条第2項に定める株主総会の承認が得られなかったとき、(iii)国内外の法令に定める関係官庁等の承認等（関係官庁等に対する届出の効力の発生等を含むがこれに限られない。）が得られなかったとき、又は(iv)前条に従い本株式交換が中止され、若しくは本契約が解除されたときは、その効力を失う。

第10条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙署名の上、各1通を保有する。

平成28年1月29日

甲 愛知県豊田市トヨタ町1番地  
トヨタ自動車株式会社  
取締役社長

豊田章男

乙 大阪府池田市ダイハツ町1番1号  
ダイハツ工業株式会社  
取締役社長

三井正則